

平成25年

第4回市議会定例会 議案第28号

函館市下水道条例の一部改正について

函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1中「1, 438円50銭」を「1, 479円60銭」に, 「143円85銭」を「147円96銭」に, 「155円40銭」を「159円84銭」に, 「164円85銭」を「169円56銭」に, 「183円75銭」を「189円」に, 「201円60銭」を「207円36銭」に, 「136円50銭」を「140円40銭」に, 「13円65銭」を「14円4銭」に, 「21円」を「21円60銭」に, 「28円35銭」を「29円16銭」に, 「37円80銭」を「38円88銭」に, 「3, 360円」を「3, 456円」に, 「11円55銭」を「11円88銭」に, 「1, 260円」を「1, 296円」に, 「4円20銭」を「4円32銭」に改める。

別表2中「5円25銭」を「5円40銭」に, 「10円50銭」を「10円80銭」に, 「15円75銭」を「16円20銭」に, 「21円」を「21円60銭」に, 「4円20銭」を「4円32銭」に, 「8円40銭」を「8円64銭」に, 「12円60銭」を「12円96銭」に, 「16円80銭」を「17円28銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は, 平成26年6月以後の月分として徴収する使用料について適用し, 同年5月までの月分として徴

収する使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い，下水道使用料について消費税等相当分
を改定するため